第111期
定時株主総会招集ご通知

日　時

平成28年６月22日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前９時）

場　所

新潟県長岡市大手通二丁目２番地14

当行本店２階講堂

北越銀行

証券コード：8325

○目　次

第111期定時株主総会招集ご通知……1

（添付書類）
第111期事業報告
1　当行の現況に関する事項……3
2　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項……10
3　社外役員に関する事項……12
4　当行の株式に関する事項……13
5　当行の新株予約権等に関する事項……14
6　会計監査人に関する事項……16
7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針……17
8　業務の適正を確保する体制……17
9　特定完全子会社に関する事項……21
10　親会社等との間の取引に関する事項……21
11　会計参与に関する事項……21
12　その他……21

計算書類……22

連結計算書類……24

監査報告書……26

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件……29
第２号議案　株式併合の件……29
第３号議案　定款一部変更の件……30
第４号議案　監査役３名選任の件……32
第５号議案　補欠監査役１名選任の件……34
第６号議案　役員賞与支給の件……34
電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内……35

証券コード8325
平成28年6月3日

株　主　各　位

新潟県長岡市大手通二丁目２番地14
株式会社　**北　越　銀　行**
取締役頭取　　荒　城　　哲

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第111期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**平成28年６月21日（火曜日）午後５時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　平成28年６月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

2.　場　　所　新潟県長岡市大手通二丁目２番地14
当行本店２階講堂

3.　目的事項

報告事項
1.　第111期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2.　第111期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　役員賞与支給の件

議決権行使について

郵送による議決権行使の場合

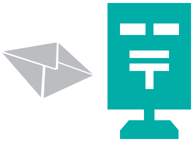

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成28年６月21日（火曜日）午後５時まで**に到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

なお、議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の**議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって**平成28年６月21日（火曜日）午後５時まで**に議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、35～36頁をご確認ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、電磁的方法 (インターネット等) によって複数回にわたり議決権行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の３日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.hokuetsubank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページ（http://www.hokuetsubank.co.jp/）に修正後の内容を開示いたします。

◎昨年同様、会場の空調温度を控え目にさせていただきますので当日は軽装（クールビズ）にてご出席ください。なお、役職員も軽装にて対応させていただきます。

第111期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）事 業 報 告

1　当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

イ　主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とする地方銀行として、本店のほか支店83カ店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託・保険の窓販業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を行っております。

ロ　金融経済環境

平成27年度のわが国経済を顧みますと、各種経済政策の効果や企業収益の拡大等を背景に、雇用・所得環境の改善が続いた一方、中国など新興国経済の減速により、輸出や生産の一部に弱い動きがみられたほか、個人消費が伸び悩むなど、景気は緩やかな回復にとどまりました。

足元では、消費者マインドの動向や中国をはじめとした海外経済の下振れリスク等にも注視する必要があり、先行き不透明な状況が続いております。

新潟県経済につきましても、一般機械など生産面の一部で持ち直しの動きがみられるほか、輸出が増加基調で推移するなど、全体として緩やかな改善を続けてきました。

金融環境につきましては、前期末に19,206円だった日経平均株価の終値は企業の業績改善などを受け、27年６月には一時20,868円となりましたが、中国の景気減速の影響などからその後は下落がすすみ、期末には16,758円となりました。

また、長期金利の指標となる新発10年国債の利回りは、日銀のマイナス金利政策導入を受け、28年２月に史上初のマイナスとなって以降、概ねゼロ％近辺で推移しております。

ハ　事業の経過及び成果

このような環境のなか、当行では、第18次となる長期経営計画（計画期間：平成26年４月～平成29年３月）にもとづく取組みをすすめてまいりました。

個人のお客さまにつきましては、ライフプランに沿ったご融資や資産運用ニーズに合わせた多様な商品をご用意するなど、皆さまの一層の利便性向上に努めております。

平成27年５月には、「ホクギン保険コールセンター」を新設し、電話による生命保険商品（医療保険・がん保険・終身保険）の販売を開始したほか、ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の普及やジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）のスタートなどにより投資信託

への関心が高まるなか、県内４会場において「ホクギン投資信託お客さまセミナー」を開催いたしました。
　また、個人のお客さまとの接点拡大や利便性向上にむけた取組みを強化するため、平成27年４月に長岡市役所支店において土日・祝日営業を開始し、これにより、当行の時間外営業の拠点は、暮らしの応援ひろば（新潟・県央）に続き、３カ所となりました。
　個人ローンにつきましては、お客さまの多様化するニーズにお応えするため、平成28年２月に「三大疾病＋すべての病気・ケガ保障付住宅ローン」の保障内容を拡充し、「ガン先進医療」「上皮内ガン・皮膚ガン」「本人及び家族の交通事故」「リビングニーズ」の４つの保障を追加したほか、３月にはカードローン「べんリーナ365」の融資限度額の拡大や最下限金利の引き下げを行い、より充実した商品内容に改正いたしました。
　一方、法人のお客さまにつきましては、事業承継に関するご相談や成長分野への参入支援などコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、お客さまの事業内容、業界特性、成長戦略などを適切に把握する「事業性評価」を重視したご融資や各種ソリューションの提案を通じて、経営課題の解決にむけた取組みをすすめております。
　平成27年７月には、県内２会場でホクギンセミナー「M＆Ａを活用した企業の「成功」と「幸せ」」を開催し、後継者問題への対応策やM＆Ａを活用した事業拡大手法などをご紹介いたしました。
　また、平成27年９月には、農業分野の六次産業化にむけた取組みを支援するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資も受け設立した「ほくえつ六次産業化応援ファンド」を活用し、「農家レストラン」の設立・運営をサポートするなど、地域経済の活性化に取り組んでおります。
　加えて、地方創生への積極的な関わりが求められるなか、長岡市中心市街地における民間プロジェクトの参入を促進するため、平成27年５月に長岡市及び独立行政法人都市再生機構（ＵＲ機構）と「長岡まちなか民間活力創造研究会」を設立するとともに、平成28年１月には、新潟県と地方創生に係る包括連携協定を締結するなど、地域の課題解決にむけて産・官・学・金が一体となった取組みを強化しております。
　また、平成28年３月には、地域の活性化にむけて、①移住・定住・雇用の促進、②子育て・結婚の支援、③空き家対策、④創業支援、⑤女性の活躍支援などの取組みを資金面からサポートする「ホクギン地方創生パッケージ」の取扱いを開始したほか、地場産業の発展やブランド化支援の一環として、「錦鯉」や「花火玉」を担保としたＡＢＬ契約を締結いたしました。
　こうした取組みに努めました結果、当期の業績につきましては、預金等（譲渡性預金を含む）は、前期比で697億円増加し、期末残高は23,958億円となりました。貸出金は前期比

で423億円増加し、期末残高は15,150億円、有価証券の期末残高は9,363億円となりました。

　また、収益につきましては、資金利益が増加したことや経費が減少したことなどから、経常利益は121億円、当期純利益は73億円となりました。

　なお、当行グループ全体での連結経常利益は130億円、親会社株主に帰属する当期純利益は77億円となりました。

二　当行の対処すべき課題

　経営を取り巻く環境をみますと、人口減少や高齢化、フィンテックと呼ばれる新たな金融技術の拡がりなど構造的な変化に加え、日銀のマイナス金利政策の導入により一段と厳しい収益環境が想定されるなか、営業力の強化とそのための人材育成及びローコストでの経営態勢の構築が大きな課題であると認識しております。

　このような認識のもと、当行では、「真にお客さまの期待に応え地域に貢献し、存在価値のある銀行を目指す」ことを経営目標とする第18次長期経営計画（計画期間：平成26年４月～平成29年３月）の実現にむけた取組みをすすめております。

　最終年度となる平成28年度につきましては、地方創生への取組みと、グループ総合力発揮による質の高い金融サービスを通じて、地域・お客さまの発展に貢献することを経営方針に掲げ、一層の信頼向上と真に求められる金融サービスの提供に努めてまいります。

　また、引き続きリスク管理手法の高度化に努めるほか、地域経済の活性化にむけた活動をこれまで以上に積極的に行ってまいります。

　今後とも、株主の皆さまやお客さまの信頼と期待にお応えするため、役職員一丸となって取り組んでまいる所存ですので、従来にも増してご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金		21,461	21,647	22,203	22,887
	定期性預金	9,454	9,457	9,493	9,393
	その他	12,007	12,190	12,710	13,494
貸出金		13,867	14,235	14,726	15,150
	個人向け	3,304	3,526	3,659	3,817
	中小企業向け	5,264	5,331	5,700	6,302
	その他	5,298	5,377	5,366	5,030
商品有価証券		15	1	14	13
有価証券		8,314	8,543	9,428	9,363
	国債	4,776	4,592	4,952	4,657
	その他	3,538	3,951	4,475	4,705
社債		100	100	−	−
総資産		23,558	24,892	26,109	27,019
内国為替取扱高		138,293	152,332	148,777	141,287
外国為替取扱高		百万ドル 1,355	百万ドル 1,358	百万ドル 1,462	百万ドル 1,259
経常利益		百万円 9,085	百万円 8,214	百万円 10,571	百万円 12,109
当期純利益		百万円 5,312	百万円 4,467	百万円 5,901	百万円 7,332
1株当たり当期純利益		21円33銭	18円20銭	24円23銭	30円39銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	489	514	570	578
連結経常利益	104	92	118	130
親会社株主に帰属する当期純利益	58	48	64	77
連結純資産額	958	931	1,135	1,180
連結総資産	23,634	24,957	26,168	27,048

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,498人	1,507人
平均年齢	40年　3月	40年　5月
平均勤続年数	16年　8月	16年　11月
平均給与月額	399千円	389千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、平成28年３月中（前年度は平成27年３月中）の平均金額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
新潟県	79店	うち出張所（—）	79店	うち出張所（—）
群馬県	2	（—）	2	（—）
埼玉県	2	（—）	2	（—）
東京都	1	（—）	1	（—）
合計	84	（—）	84	（—）

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を31カ所（前年度末32カ所)、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を20,728カ所（新潟県内434カ所、県外20,294カ所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,436カ所（新潟県内98カ所、県外13,338カ所）それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所
該当ありません。

(注) 1. 店舗外現金自動設備の新設
該当ありません。
2. 店舗外現金自動設備の廃止
本町出張所

ハ　銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設　備　投　資　の　総　額	1,422

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　　容	金　　　額
出　来　島　支　店　新　築	211

(注)　1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　「出来島支店新築」は工事中であり、金額欄は当年度中の投資額であります。
3.　当年度中に旧三条支店用地、旧一ノ木戸支店用地及び建物、旧卸新町支店用地及び建物を売却いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
北越リース株式会社	新潟県長岡市今朝白一丁目９番20号	リース業務	昭和57年11月１日	100	58.03	—
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白一丁目９番20号	信用保証業務、クレジットカード業務	昭和58年６月１日	20	56.72	—
北越信用保証株式会社	新潟県長岡市宮原二丁目13番23号	信用保証業務	昭和61年８月20日	210	60.00	—
株式会社ホクギン経済研究所	新潟県長岡市表町三丁目２番地１	経済・社会に関する調査研究、情報提供	平成９年７月１日	30	5.00	—

(注)　1.　資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3.　当年度末において連結対象子会社は上記の重要な子会社等の４社であり、持分法適用会社はありません。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、新潟県信用農業協同組合連合会及び系統農協、労働金庫の提携により、口座振替による代金を回収する資金決済サービス（ＮＢセンター代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
荒　城　　哲	取締役頭取(代表取締役)		
松　永　芳　文	専務取締役(代表取締役) 総合企画部・人事部・秘書室 東京事務所担当、関連会社の統括		
佐　藤　勝　弥	専務取締役(代表取締役) 新潟駐在・新潟事務所担当		
丸　山　行　雄	常務取締役 融資部・融資第二部・総務部担当		
栗　原　　稔	常務取締役 営業統括部・コンサルティング営業部・国際業務部担当		
佐　藤　　厚	常務取締役 事務統括部・事務サポート部・市場営業部担当		
室　本　一　郎	常務取締役 リスク統括部担当		
海　津　博　之	取締役 新潟支店長		
熊　倉　　哲	取締役 本店営業部長		
佐　藤　　輝	取締役 人事部長		
広　川　和　義	取締役 総合企画部長		
福　原　　弘	取締役(社外取締役)	弁護士 (虎ノ門カレッジ法律事務所所長) 堀田丸正株式会社監査役 株式会社ヤマノホールディングス監査役 株式会社システム情報監査役	
竹　内　希　六	取締役(社外取締役)	株式会社新潟日報社顧問 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長	
酒　井　俊　明	常勤監査役		
豊　岡　幹　也	常勤監査役		
北　村　敏　雄	監査役(社外監査役)	公認会計士 (北村公認会計士事務所所長)	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
渡　邉　四　朗	監査役(社外監査役)	日本容器工業株式会社取締役会長 株式会社エヌワイケイ取締役会長 株式会社水澤代表取締役 株式会社丸共代表取締役会長 株式会社クリーンリード代表取締役	

(注)　社外取締役 福原弘氏、社外取締役 竹内希六氏及び社外監査役 北村敏雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支 給 人 数	報　酬　等
取　締　役	17人	256(55)
監　査　役	5	52(6)
計	22	308(61)

(注) 1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　報酬等には、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の合計額を記載しております。
3.　括弧内書の金額は、報酬以外の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の金額であり、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役18百万円、監査役６百万円）
・当事業年度における株式報酬型ストック・オプションの報酬額（取締役36百万円）
4.　上記以外に取締役に対する使用人としての報酬等として42百万円（うち賞与３百万円）があります。
5.　株主総会で定められた取締役に対する報酬限度額は確定金額報酬年額250百万円以内、監査役に対する報酬限度額は確定金額報酬年額65百万円以内であります。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等の限度額は年額70百万円以内であります。
6.　取締役（社外取締役を除く）の報酬体系については、確定金額報酬、役員賞与及びストック・オプション報酬とし、社外取締役については、確定金額報酬及び役員賞与としております。
　なお、確定金額報酬及び役員賞与には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
　監査役の報酬体系については、確定金額報酬及び役員賞与としております。
　各取締役及び監査役への配分等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、これを決定しております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
福　原　　弘	会社法第423条第１項の賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
竹　内　希　六	同　上
北　村　敏　雄	同　上
渡　邉　四　朗	同　上

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
福原　弘	弁護士（虎ノ門カレッジ法律事務所所長） 堀田丸正株式会社監査役 株式会社ヤマノホールディングス監査役 株式会社システム情報監査役
竹内希六	株式会社新潟日報社顧問 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長 当行は同法人と通常の銀行取引を行っております。
北村敏雄	公認会計士（北村公認会計士事務所所長） 当行は同事務所と通常の銀行取引を行っております。
渡邉四朗	日本容器工業株式会社取締役会長 株式会社エヌワイケイ取締役会長 株式会社水澤代表取締役 株式会社丸共代表取締役会長 株式会社クリーンリード代表取締役 当行は上記５社と通常の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
福原　弘	３年９か月	取締役会出席13回（14回開催中）	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
竹内希六	９か月	取締役会出席11回（12回開催中）	主に経営の実務を踏まえた見地からの発言を行っております。
北村敏雄	７年７か月	取締役会出席13回（14回開催中） 監査役会出席12回（12回開催中）	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
渡邉四朗	３年９か月	取締役会出席13回（14回開催中） 監査役会出席12回（12回開催中）	主に経営の実務を踏まえた見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	22（5）	―

(注)　1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　報酬等には、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の合計額を記載しております。
3.　括弧内書の金額は、報酬以外の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の金額であり、当事業年度における役員賞与引当金繰入額５百万円（社外取締役２百万円、社外監査役３百万円）であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　600,000千株
　　　　　　　発行済株式の総数　245,142千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　9,035名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,774千株	13.26%
明治安田生命保険相互会社	12,162	5.07
三星金属工業株式会社	10,039	4.19
北越銀行従業員持株会	5,800	2.42
坂井商事株式会社	4,347	1.81
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,049	1.69
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,000	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	3,835	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,560	1.48
北越紀州製紙株式会社	2,886	1.20

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は自己株式を5,663千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

5　当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	1.　新株予約権の名称 株式会社北越銀行第１回株式報酬型新株予約権 2.　新株予約権の数 748個(新株予約権１個につき100株) 3.　新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　74,800株 4.　新株予約権の行使期間 平成23年７月27日から平成53年７月26日まで 5.　権利行使価額(１株当たり) １円 6.　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	４人
	1.　新株予約権の名称 株式会社北越銀行第２回株式報酬型新株予約権 2.　新株予約権の数 1,128個(新株予約権１個につき100株) 3.　新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　112,800株 4.　新株予約権の行使期間 平成24年７月27日から平成54年７月26日まで 5.　権利行使価額(１株当たり) １円 6.　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	５人
	1.　新株予約権の名称 株式会社北越銀行第３回株式報酬型新株予約権 2.　新株予約権の数 1,590個(新株予約権１個につき100株) 3.　新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　159,000株 4.　新株予約権の行使期間 平成25年７月27日から平成55年７月26日まで 5.　権利行使価額(１株当たり) １円 6.　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	７人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	1.　新株予約権の名称 株式会社北越銀行第４回株式報酬型新株予約権 2.　新株予約権の数 1,321個(新株予約権１個につき100株) 3.　新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　132,100株 4.　新株予約権の行使期間 平成26年７月29日から平成56年７月28日まで 5.　権利行使価額(１株当たり) １円 6.　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	７人
	1.　新株予約権の名称 株式会社北越銀行第５回株式報酬型新株予約権 2.　新株予約権の数 1,637個(新株予約権１個につき100株) 3.　新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　163,700株 4.　新株予約権の行使期間 平成27年７月28日から平成57年７月27日まで 5.　権利行使価額(１株当たり) １円 6.　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	11人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野本　直樹 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大島　伸一 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野　和也	55	(注)3 (注)4 (注)5

(注) 1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　当行と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額が明確に区分されておらず、かつ、実質的にも区分が困難であるため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3.　当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、及び当事業年度の監査計画における監査体制・監査時間、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
4.　報酬等には公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等が含まれております。なお、非監査業務の内容は外国口座税務コンプライアンス法の施行等にかかる助言業務であります。
5.　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分
①　処分対象
新日本有限責任監査法人
②　処分内容
平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
③　処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当
6.　当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項
会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
　当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。
　このほか、会計監査人が監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、当行監査役会は会計監査人を解任又は不再任とする株主総会議案を決議し、当行取締役会は、当該決議に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8　業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制
　会社法第362条第４項第６号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下のとおり決議しております。

イ　取締役及び使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保するための体制
　当行はコンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題と位置づけ、全ての取締役及び使用人が、企業倫理の確立を目的として制定した「北越銀行行動憲章」をはじめコンプライアンスに関する各種規程、マニュアルに則り、法令やルールを遵守して、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
　業務運営においては、取締役会でコンプライアンス計画のほか重要事項を決定し、コンプライアンス統括部署であるリスク統括部法務室、各業務担当部門、各部店に配置する法令遵守担当者を通じて、コンプライアンスの徹底に組織的かつ積極的に取り組みます。
　取締役及び使用人の職務執行における適合性チェックについては、監査役による監査、内部監査部門である監査部による検証のほか、内部通報制度を含めたコンプライアンス違反の報告体制の整備とルールの徹底等によりその機能を確保します。
　財務報告における信頼性の確保については、「財務報告に係る内部統制構築の方針及び基本的計画」に基づき、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を構築します。
　また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

ロ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という）の取扱いは、当行規程及びこれに関する各管理要領・マニュアル等に従い適切に保存・管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて管理・運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
　また、職務執行情報は、その定める保存期間内において、取締役及び監査役の求めに応じいつでも閲覧・検索可能な状態で保存します。

ハ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、リスク・リターンについてバランスのとれた経営を目指し、「統合的リスク管理方針」においてリスク管理の基本的な考え方を明示するとともに、「統合的リスク管理規程」で管理対象とするリスクや管理体制等を体系的に定めて、適切なリスク管理に努めてまいります。

取締役会は、リスク管理に関する基本方針及び管理態勢について決定するほか、重要なリスク管理の状況について報告を受け、必要な意思決定を行います。

リスク管理に関する体制として、リスク統括部を統括部署とし、各リスク毎に主管部署を定め管理規程を制定して具体的な取組みをすすめるほか、各種会議・委員会設置によりリスク管理に係る個別のテーマ及び重要事項への対応を行います。

また、監査部は各リスク管理規程及び管理方針等に基づいた適切な業務運営がなされているか検証します。

ニ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会が決議した基本方針に基づく執行方針及び計画の決定等、取締役会から委任を受けた事項について協議・決定を行う機関として、常務取締役以上の役付役員により構成される常務会を設置し、経営の意思決定の迅速化を図ることとします。

また、取締役会への付議事項については、予め常務会での協議により十分な議論と検証を尽くすことにより、効率的な取締役会運営に努めてまいります。

日常の職務執行については、業務分掌を定める職制規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各担当部署の責任者が取締役会等で決定した経営の意思決定に則り職務を執行します。

ホ　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ各社における業務の適正は、当行で定める関連会社運営規程に基づき、経営管理又は業務運営上の重要事項等についての協議・報告ルール等のほか、当行が定める法令遵守・各リスク等管理にかかる規程・要領等の適用・準用により、これを確保します。

また、当行は各社に対して監査委託契約に基づく監査を定期的かつ必要に応じ実施し、グループ経営上、適切な業務運営がなされているかを検証します。

ヘ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて監査部の要員を補助者として指名し、監査業務の補助を行うよう求めることができ、当該補助者は監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

また、監査業務の補助者である使用人の人事異動、考課、懲戒処分等においては、予め常勤監査役に協議することとし、取締役からの独立性を確保します。

ト　当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところ

に従い、あるいは各監査役の要請に応じて、必要な情報を提供するほか自己の職務執行状況等を報告します。

また、監査役は必要に応じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ほか常務会、各種会議、委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとします。

内部通報制度においては、グループ各社の役職員も対象とし、全ての通報内容を監査役に報告するとともに、通報者は当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けることはありません。

チ　そのほか監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を高めるため、定期的かつ必要に応じて代表取締役と意見・情報交換を行うほか、内部監査部門である監査部、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人とも情報交換等を行うなど連携を図ってまいります。

また、監査役は監査の実施にあたり、必要と認められる場合は、弁護士、コンサルタント等、外部の専門家を独自に起用することができます。

なお、監査役から、職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理に関して請求があった場合は、速やかに支払うものとしております。

(2)　業務の適正を確保する体制の運用状況

上記に掲げた「業務の適正を確保する体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ　取締役及び使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

当行では、コンプライアンス意識の醸成と組織全体への浸透を図るため、役員が各種会議・研修等を通じ、コンプライアンスの徹底について指示しているほか、「北越銀行行動憲章」を収録したコンプライアンスマニュアルを全役職員に貸与し、重要法令等について周知しております。

また、コンプライアンス態勢の維持向上を図るため、年度毎に「コンプライアンス計画」を立案し、進捗状況について半期毎に取締役会に報告しております。

取締役及び使用人の職務執行における適合性チェックについては、監査役による監査及び監査部が監査規程に基づき、取締役の職務執行状況や当行及び当行グループ各社の業務の運営状況を定期的かつ必要に応じて検証しているほか、コンプライアンス違反等が発生した場合の経営陣へのレポートラインを定めるとともに内部通報制度を整備しております。

財務報告における信頼性の確保については、「財務報告に係る内部統制構築の方針及び基本的計画」に基づき、評価範囲を設定するとともに、内部統制の整備及び運用状況に関する評価を実施しております。

また、反社会的勢力及び団体に対しては、警察機関等の協力を得ながら、断固とした対応を行っております。

ロ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び取締役の職務の執行に係る情報・文書については、取締役及び監査役が、必要に応じ、いつでも閲覧・検索できるよう、「取締役会規程」及び「文書保

存要領」等の各管理要領・マニュアルに基づき、各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）しております。

ハ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、「統合的リスク管理規程」に基づき、統合的リスク管理の対象となるリスクを計量化したうえでモニタリングを実施するとともに、取締役会はその管理状況について毎月報告を受け、必要な意思決定を行っております。

また、リスク・カテゴリー毎に各担当部署で評価と課題抽出を毎年実施し、これを踏まえたリスク管理方針を策定しているほか、課題への対応状況について進捗を管理し、次年度のリスク管理方針に反映させることで、ＰＤＣＡサイクルの機能向上を図っております。

リスク管理に関する体制については、取り巻く社会環境や経済情勢等を踏まえ、各種会議・委員会等を機動的に見直すなど、リスク管理に係る個別のテーマ及び重要事項等への対応策等について、組織横断的に議論・検討を行っております。

これとあわせ、監査部では、リスク・カテゴリー毎の内部監査を実施し、各リスク管理規程及び管理方針等に基づいた業務運営の実効性を検証しております。

ニ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営の意思決定の迅速化と効率的な取締役会運営にむけ、取締役会への付議事項及び取締役会から委任を受けた事項について常務会で十分な議論・検証を尽くすとともに、社外役員連絡会の実施により、社外役員への取締役会議案の事前説明や情報提供を行うなど、取締役会運営の活性化に努めております。

また、日常の職務執行については、職制規程、職務権限規程等に定める権限委譲に基づき各担当部署が適切に執行しているほか、執行経過及びその実績を各担当部署から常務会に報告することとしております。

ホ　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、当行グループ各社の業務の適正を確保するため、総合企画部をグループ各社の統括部署として定めるとともに、経営管理及び業務運営上の重要事項等については、「関連会社運営規程」に基づき、各社から当行の担当部署に速やかに協議・報告しております。

また、監査部は、監査委託契約に基づき、各社の内部監査を定期的かつ必要に応じて実施しております。

ヘ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

当行では、監査役を補助すべき使用人として、監査部員１名を配置するとともに、当該使用人の人事異動、考課、懲戒処分等については、予め常勤監査役と協議のうえ、決定しております。

ト　当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

　監査役は、取締役会や常務会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を適時閲覧し、必要な情報を入手しているほか、当行の本部各部室及びグループ各社への往査を定期的に実施し、業務の執行状況等について報告を受けております。

　また、当行では、「内部通報制度運営要領」において、全ての通報内容が監査役に報告されるルールを整備するとともに、グループ各社の役職員も内部通報制度の対象とすることや通報者の保護に関する事項を定め、適切な運用に努めております。

チ　そのほか監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役との定期会合を年２回開催しているほか、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人とのミーティングや内部監査部門である監査部との情報交換等を定期的かつ必要に応じて実施することにより、必要な情報の収集及び監査環境の整備に努めております。

9　特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第111期末（平成28年３月31日現在）貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**192,068**
現金	23,585
預け金	168,482
商品有価証券	**1,392**
商品国債	317
商品地方債	1,074
有価証券	**936,303**
国債	465,752
地方債	56,366
社債	113,380
株式	27,387
その他の証券	273,415
貸出金	**1,515,019**
割引手形	12,662
手形貸付	41,878
証書貸付	1,308,142
当座貸越	152,336
外国為替	**6,443**
外国他店預け	4,353
買入外国為替	2,086
取立外国為替	2
その他資産	**17,991**
未収収益	3,685
金融派生商品	4,444
金融商品等差入担保金	8,396
その他の資産	1,465
有形固定資産	**28,548**
建物	8,528
土地	18,493
建設仮勘定	249
その他の有形固定資産	1,277
無形固定資産	**832**
ソフトウェア	619
その他の無形固定資産	212
前払年金費用	**4,708**
支払承諾見返	**7,271**
貸倒引当金	**△ 8,665**
資産の部合計	**2,701,914**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**2,288,767**
当座預金	105,441
普通預金	1,146,123
貯蓄預金	29,369
通知預金	9,570
定期預金	939,240
定期積金	76
その他の預金	58,945
譲渡性預金	**107,120**
債券貸借取引受入担保金	**124,304**
借用金	**12,900**
借入金	12,900
外国為替	**229**
売渡外国為替	102
未払外国為替	127
その他負債	**36,637**
未払法人税等	1,846
未払費用	1,302
前受収益	743
給付補填備金	0
金融派生商品	15,334
金融商品等受入担保金	1,293
資産除去債務	53
その他の負債	16,062
賞与引当金	**815**
役員賞与引当金	**25**
睡眠預金払戻損失引当金	**551**
偶発損失引当金	**327**
繰延税金負債	**5,911**
再評価に係る繰延税金負債	**2,884**
支払承諾	**7,271**
負債の部合計	**2,587,746**
（純資産の部）	
資本金	**24,538**
資本剰余金	**16,964**
資本準備金	16,964
利益剰余金	**43,956**
利益準備金	1,936
その他利益剰余金	42,020
繰越利益剰余金	42,020
自己株式	**△ 1,381**
株主資本合計	**84,077**
その他有価証券評価差額金	**35,232**
繰延ヘッジ損益	**△ 7,894**
土地再評価差額金	**2,636**
評価・換算差額等合計	**29,974**
新株予約権	**116**
純資産の部合計	**114,168**
負債及び純資産の部合計	**2,701,914**

第111期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**52,315**
資金運用収益	**30,264**	
貸出金利息	19,255	
有価証券利息配当金	10,887	
コールローン利息	31	
預け金利息	45	
その他の受入利息	44	
役務取引等収益	**6,837**	
受入為替手数料	2,292	
その他の役務収益	4,545	
その他業務収益	**12,725**	
外国為替売買益	305	
商品有価証券売買益	10	
国債等債券売却益	3,547	
金融派生商品収益	8,860	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**2,488**	
償却債権取立益	229	
株式等売却益	1,468	
その他の経常収益	791	
経常費用		**40,206**
資金調達費用	**2,847**	
預金利息	939	
譲渡性預金利息	40	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	54	
借用金利息	72	
金利スワップ支払利息	1,740	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**4,092**	
支払為替手数料	370	
その他の役務費用	3,721	
その他業務費用	**9,523**	
国債等債券売却損	8,934	
国債等債券償還損	588	
営業経費	**21,074**	
その他経常費用	**2,669**	
貸倒引当金繰入額	957	
貸出金償却	376	
株式等売却損	708	
金銭の信託運用損	9	
その他の経常費用	617	
経常利益		**12,109**
特別利益		**11**
固定資産処分益	11	
特別損失		**133**
固定資産処分損	109	
減損損失	23	
税引前当期純利益		**11,987**
法人税、住民税及び事業税	**3,729**	
法人税等調整額	**925**	
法人税等合計		**4,655**
当期純利益		**7,332**

第111期末（平成28年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	192,122	預金	2,282,090
商品有価証券	1,392	譲渡性預金	107,120
有価証券	936,105	債券貸借取引受入担保金	124,304
貸出金	1,506,699	借用金	13,050
外国為替	6,443	外国為替	229
リース債権及びリース投資資産	10,517	その他負債	42,372
その他資産	21,930	賞与引当金	836
有形固定資産	29,444	役員賞与引当金	25
建物	8,642	退職給付に係る負債	838
土地	19,182	役員退職慰労引当金	7
リース資産	41	睡眠預金払戻損失引当金	551
建設仮勘定	249	偶発損失引当金	327
その他の有形固定資産	1,328	利息返還損失引当金	39
無形固定資産	869	繰延税金負債	4,896
ソフトウェア	633	再評価に係る繰延税金負債	2,884
リース資産	20	支払承諾	7,272
その他の無形固定資産	214	負債の部合計	2,586,847
退職給付に係る資産	1,459	（純資産の部）	
繰延税金資産	298	資本金	24,538
支払承諾見返	7,272	資本剰余金	19,002
貸倒引当金	△ 9,685	利益剰余金	48,196
		自己株式	△ 1,381
		株主資本合計	90,355
		その他有価証券評価差額金	35,577
		繰延ヘッジ損益	△ 7,894
		土地再評価差額金	2,636
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,844
		その他の包括利益累計額合計	27,474
		新株予約権	116
		非支配株主持分	76
		純資産の部合計	118,021
資産の部合計	2,704,868	負債及び純資産の部合計	2,704,868

第111期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**57,818**
資金運用収益	**30,309**	
貸出金利息	19,285	
有価証券利息配当金	10,900	
コールローン利息及び買入手形利息	31	
預け金利息	47	
その他の受入利息	44	
役務取引等収益	**7,498**	
その他業務収益	**17,152**	
その他経常収益	**2,858**	
償却債権取立益	229	
その他の経常収益	2,628	
経常費用		**44,718**
資金調達費用	**2,853**	
預金利息	938	
譲渡性預金利息	40	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	54	
借用金利息	79	
その他の支払利息	1,741	
役務取引等費用	**3,530**	
その他業務費用	**13,519**	
営業経費	**22,034**	
その他経常費用	**2,782**	
貸倒引当金繰入額	974	
その他の経常費用	1,807	
経常利益		**13,099**
特別利益		**11**
固定資産処分益	11	
特別損失		**133**
固定資産処分損	109	
減損損失	23	
税金等調整前当期純利益		**12,978**
法人税、住民税及び事業税	**4,091**	
法人税等調整額	**922**	
法人税等合計		**5,013**
当期純利益		**7,964**
非支配株主に帰属する当期純利益		**198**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,766**

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社　北越銀行
　　　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野本直樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大島伸一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　細野和也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社北越銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社　北越銀行
　　　　　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野本直樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大島伸一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　細野和也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社北越銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北越銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役２名が分担して子会社の監査役を兼任し、各社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社 北越銀行　監　査　役　会

常勤監査役　酒 井 俊 明 ㊞

常勤監査役　豊 岡 幹 也 ㊞

社外監査役　北 村 敏 雄 ㊞

社外監査役　渡 邉 四 朗 ㊞

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当行は、銀行経営の健全性確保の観点から、経営体質の強化のため内部留保に意を用いつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本的な方針としております。この方針のもと、当期末の配当金につきましては、当期の収益状況等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当行普通株式１株につき金３円　総額718,437,633円
   なお、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、１株につき金６円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
   平成28年６月23日

第２号議案　株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由
   全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する移行期限を決定し発表いたしました。
   当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位（単元株式数）を100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするため、株式併合を行いたいと存じます。
2. 株式併合の内容

（1）株式併合の割合
   当行普通株式について、10株を１株の割合で併合いたしたいと存じます。
   なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日
平成28年10月１日
(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数
6,000万株
(4) その他
本株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第２号議案に係る株式併合による当行株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の６億株から6,000万株とするため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
(2) 全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため、現行定款第８条（単元株式数）を変更するものであります。
(3) 上記（1）および（2）の定款変更の効力は、第２号議案株式併合の効力発生日である平成28年10月１日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。
なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
(4) 平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）および第40条（社外監査役との責任限定契約）の規定を変更するものであります。
なお、変更案第30条の規定を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

<table>
<tr><th>現　行　定　款</th><th>変　更　案</th></tr>
<tr><td>第２章　株　　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当銀行の発行可能株式総数は、６億株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　　　　（省　　略）
（単元株式数）
第８条　当銀行の単元株式数は、1,000株とする。

第４章　取締役および取締役会

第20条～第29条
（省　　略）

（社外取締役との責任限定契約）
第30条　当銀行は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査役および監査役会

第31条～第39条
（省　　略）

（社外監査役との責任限定契約）
第40条　当銀行は会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

（新　　設）</td><td>第２章　株　　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当銀行の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　　　　（現行どおり）
（単元株式数）
第８条　当銀行の単元株式数は、100株とする。

第４章　取締役および取締役会

第20条～第29条
（現行どおり）

（取締役との責任限定契約）
第30条　当銀行は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査役および監査役会

第31条～第39条
（現行どおり）

（監査役との責任限定契約）
第40条　当銀行は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

附　　則
第１条　第６条（発行可能株式総数）および第８条（単元株式数）の変更は、平成28年10月１日をもって効力を生じるものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。</td></tr>
</table>

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役酒井俊明氏、北村敏雄氏および渡邉四朗氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	再任　社外 北村 敏雄（きたむら としお） (昭和25年３月20日生)	昭和52年10月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和56年３月　公認会計士開業登録 平成元年12月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）退所 平成２年１月　公認会計士事務所開設 平成２年３月　税理士登録 平成３年10月　長岡市監査委員就任（現職） 平成18年６月　当行補欠監査役 平成20年６月　新潟県公益認定等審議会委員 平成20年９月　当行監査役（現職） 平成22年４月　長岡商工会議所副会頭（現職） 平成23年５月　株式会社コープビル監査役（現職） 平成23年６月　学校法人中越学園監事（現職） 現在に至る	15,000株

監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

北村敏雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年の公認会計士として培われた財務知識を有し企業財務に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって７年10カ月であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	再任　社外 渡邉 四朗（わたなべ しろう） (昭和12年10月16日生)	昭和42年６月　日本容器工業株式会社入社 昭和53年５月　同　取締役 昭和60年５月　同　代表取締役 平成８年４月　株式会社エヌワイケイ代表取締役 平成11年３月　日本容器工業株式会社取締役会長（現職） 平成11年５月　株式会社エヌワイケイ取締役会長（現職） 平成11年６月　公益財団法人こしじ水と緑の会評議員（現職） 平成16年10月　株式会社水澤代表取締役（現職） 平成22年３月　株式会社丸共代表取締役会長（現職） 平成22年３月　株式会社クリーンリード代表取締役（現職） 平成24年６月　当行監査役（現職） 現在に至る	90,000株

監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

渡邉四朗氏は、これまでの企業経営者としての長年の豊富な経験および幅広い見識に立って、当行の経営に対し客観的に助言・提言していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	新任 のみずしゅういち 野水秀一 (昭和35年３月31日生)	昭和58年４月　当行入行 平成17年６月　同　寺尾支店長 平成19年６月　同　東京事務所長 平成21年１月　同　新津支店長兼荻川支店長 平成21年４月　同　新津支店長 平成22年４月　同　大島支店長 平成24年４月　同　柏崎支店長 平成26年４月　同　監査部長 現在に至る	7,333株
監査役候補者の選任理由 監査部門等に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験と実績を有しております。 こうした経験や知識を活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 候補者番号１の北村敏雄氏および候補者番号２の渡邉四朗氏は社外監査役候補者であります。
2. 当行は、北村敏雄氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当行は、渡邉四朗氏が取締役を務める日本容器工業株式会社、株式会社エヌワイケイ、株式会社水澤、株式会社丸共、株式会社クリーンリードと通常の銀行取引を行っておりますが、５社それぞれの売上高に占める当行との取引による売上高および当行の連結業務粗利益に占める５社それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも１％未満であります。
4. 各候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
5. 社外監査役との責任限定契約について

当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨定めております。当行は北村敏雄氏および渡邉四朗氏との間で責任限定契約を締結しておりますが、両氏が監査役に再任された場合、社外監査役として当行との間で、責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
伊（い）津（づ）良（よし）治（はる） (昭和25年２月10日生)	昭和61年４月　弁護士登録（新潟県弁護士会） 　　　　　　　伴昭彦法律事務所入所 平成６年４月　伊津良治法律事務所開設（新潟市） 平成８年４月　新潟県弁護士会副会長 平成19年４月　阿賀町入札監視委員（現職） 平成21年４月　新潟家庭裁判所家事調停委員（現職） 平成24年６月　新潟県健康づくり財団理事（現職） 平成24年７月　法務局人権擁護員（現職） 平成24年12月　北陸地方整備局 　　　　　　　コンプライアンス・アドバイザリー委員（現職） 　　　　　　　　現在に至る	0株

監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由等

伊津良治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士として培われた専門的な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊津良治氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨定めております。伊津良治氏が監査役に就任された場合、社外監査役として当行との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期在任の取締役17名および監査役５名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額25,000,000円（取締役分18,860,000円（うち社外取締役2,700,000円）、監査役分6,140,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以　上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申しあげます。

記

[インターネットによる議決権行使について]

1.　議決権行使ウェブサイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

ご利用に際して、QRコード※読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

※QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（4）インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平日28年６月21日(火)の午後５時）までに入力を終え送信していただく必要があります。お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらインターネットヘルプダイヤルへお問い合わせください。

2.　インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、初回ログインの際に議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
(3) 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
(1) 議決権行使書面とインターネット双方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について
　議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

＜みずほ信託銀行株式会社 証券代行部＞
◆議決権行使ウェブサイトの操作方法に関する専用お問い合わせ先(インターネットヘルプダイヤル)
フリーダイヤル　0120−768−524(平日9:00～21:00)
◆上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120−288−324(平日9:00～17:00)

[議決権電子行使プラットフォームについて]
　機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

―メモ―

株主総会会場ご案内図

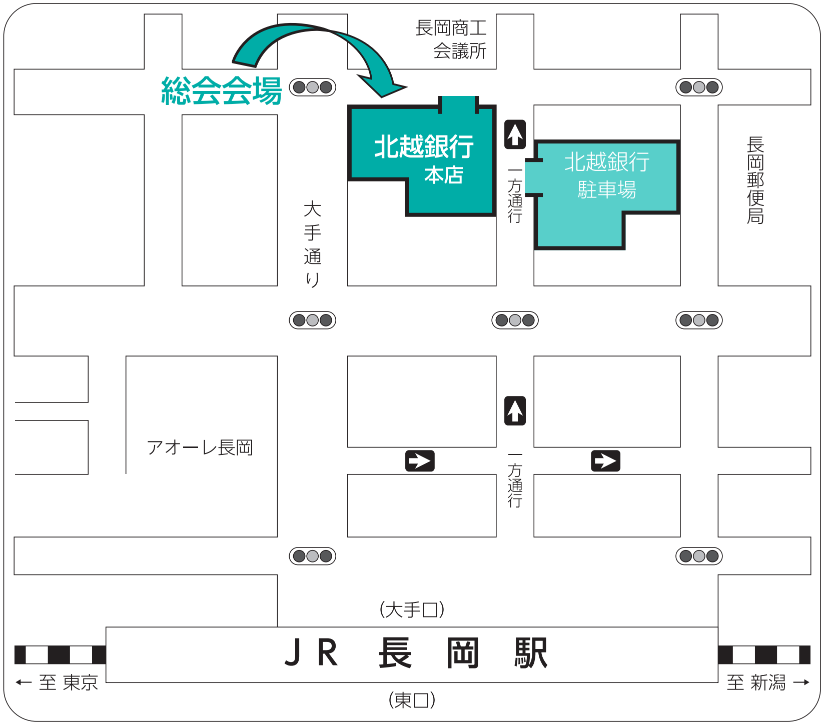

場所　新潟県長岡市大手通二丁目２番地14
当行本店２階講堂
電話（0258）35－3111
ＪＲ長岡駅から徒歩約５分

・お願い
誠に恐れいりますが、株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。